社会福祉法人はぐくみ会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人はぐくみ会(以下「法人」という)定款第8条および第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、週平均5日以上業務にあたる役員をいう。理事長以外に法人業務を執行する理事として理事会の決議により1名選定し、この法人本部を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4)報酬等とは、報酬、賞与、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益 及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分され るものとする。
- (5)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(常勤理事の報酬等の支給)

第3条 常勤理事(1日8時間、週平均所定労働時間40時間勤務)については、報酬を支給することができる。

- 2 報酬月額の算定方法ついては、別表1のとおりとする。
- 3 別表2常勤理事俸給表に基づき、財政状態を勘案して決定する。
- 4 常勤理事の賞与については、別表3のとおりとする。
- 5 退職金・すくすく退職積立金の積立額については、職員退職規程並びにすくすく 退職積立金制度に基づき算定し、常勤理事が主たる事務所とする施設が負担する。

(非常勤役員等の報酬)

第4条 常勤理事以外の非常勤役員等に対する報酬については、無報酬とする。

2 常勤理事以外の役員等で、職員としての立場を有する者に対しては、報酬等を支給しない。職員給与規程に基づき支給する。

(費用弁償の支給)

第5条 当法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員通勤費支給基準に準ずるものとする。
- 3 役員等が職務のため出張をしたときは、職員出張旅費規程に基づき支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤理事の報酬は、毎月21日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 役員等に支払い事実が発生した場合、速やかに通貨で本人に直接その全額を支払 う。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤理事の報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出があった立替金等を控除し、その残額を支給する。(会計上、支給額全額を本部に全額振込、控除額を主たる施設に戻し入れを行うものとする。)
- 3 各施設より別表1から別表3により指定された金額を毎月20日までに、法人本部の指定された口座に振り込み、その指定口座より報酬等を支給するもとする。

(端数処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、その端数全額を切り捨てるものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規定をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規定は、平成30年4月1日より施行する。

別表 1 常勤理事報酬月額算定方法 (平成30年4月1日現在)

報酬月額の算定方法	施設名	定員
各施設の定員かける3,000円	すみれ保育園	50名
	すみれキッズ	70名
	すみれの花保育園	80名
	すみれナーサリー	20名

別表2 常勤理事俸給表

号俸	報酬月額	賞与額
1号俸	3,000円	3,500円
2号俸	3,200円	3,700円
3号俸	3,400円	3,900円
4号俸	3,600円	4,100円
5号俸	3,800円	4,300円
6号俸	4,000円	4,500円
7号俸	4,200円	4,700円
8号俸	4,400円	4,900円
9号俸	4,600円	5,100円
10号俸	4,800円	5,300円
11号俸	5,000円	5,500円
12号俸	5,200円	5,700円
13号俸	5,400円	5,900円
14号俸	5,600円	6,100円
15号俸	5,800円	6,300円

別表3 常勤理事賞与支給額算定方法

夏季賞与・冬季賞与	夏季•冬季賞与以外	
職員支給時期と同日	算定基準により支払われる額	
定員かける 3,500 円		